

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

資料 6

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(非開示情報) 第14条 (略) (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 _____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> | <p>(非開示情報) 第14条 (略) (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。<u>次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> |
| <p>【追加】</p> | <p><u>附 則（平成29年群馬県条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u></p> |